

地域指定年度	令和 8 年 3 月 6 日
整備計画策定年度	令和 8 年 3 月 6 日

福智農業振興地域整備計画書

	糸田・金田町	方城町	赤池町
地域指定年度	昭和 46 年 10 月 28 日	昭和 46 年 10 月 28 日	昭和 47 年 10 月 26 日
計画策定年度	昭和 49 年 3 月 25 日	昭和 48 年 9 月 10 日	昭和 49 年 5 月 20 日
計画見直し年度	平成 7 年 10 月 6 日	平成 8 年 9 月 19 日	平成 3 年 2 月 25 日

令和 8 年 3 月

福岡県 田川郡 福智町

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	15
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	15
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	15
3	農業を担うべき者のための支援の活動	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	16
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	16
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	16
3	農業従事者就業促進施設	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	19
別記	農用地利用計画	19

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

【位置及び自然条件】

本町は、福岡県の中央部に位置し、総面積は 42.06k m²で、直方市・北九州市・香春町・田川市・糸田町・飯塚市と隣接し、福岡・北九州市の両政令指定都市の中心からそれぞれ約 45 k m、約 35 k mの距離にある。町の中央部で彦山川と中願寺川が合流し、北部へ貫流。北東部にある標高 901mの福智山は、北九州国定公園に指定されており、西部にある日王山等に囲まれた小盆地となっている。

【人口】

平成 18 年に赤池町、金田町、方城町の 3 町が合併し福智町が誕生した。総人口は、およそ 21,398 人（令和 2 年国勢調査）となっている。総人口は、炭鉱最盛期であった昭和 30 年の最も多い人口である 42,257 人の半分程度まで減少し、少子高齢化が進行している。

【土地利用】

(住宅)

一般住宅については、住宅取得奨励金事業等による「住まい」を軸とした定住促進の実施、及び空き家バンク「ふくち暮らし」の利用率向上、並びに増加する空き家バンク物件と連動した住宅支援施策を推進する。また、賃貸物件が少ないという現状を踏まえ、民間によるアパートやマンション等の建設促進を図り新たな住環境の提供を推進するなど若年層の町内への移住・定住化を図る。

町営住宅については、必要に応じた改修・改築を行い適正な維持管理に努め、老朽化した町営住宅は長寿命化計画を踏まえ建て替えを検討する。

(道路・橋梁)

本町の一般道路の実延長は、令和 2 年度末現在 298,147.5m、道路面積は、1,723,411.5 m²となっている。また道路改良率は 92.4%となっている。また、橋梁は、令和 2 年度末現在 143 橋、面積で 15,384 m²となっており 8 割以上は架設整備後 30 年が経過している。今後も道路改良及び舗装補修工事の継続実施と橋梁の補修および補強対策を実施し町民生活の利便性と安全性の向上を図る。

(農林業振興)

本町は、町の東北部及び西部に森林が広がっており町の約 4 割を占めている。また、農地においては田川市郡でも最も広い耕作面積を有している。第 2 次福智町総合計画の基本目標に掲げる“農”の力を伸ばすまちづくりとして、農業後継者の育成、確保等をはかるとともに、農地の保全に取り組む施策、新たなブランド製品の開発や販路拡大による需要の拡大施策等、農林業を核とした魅力づくりと地域活性化を目指している。また、上記総合計画に基づいた「次代を担う新規農業者の育成」、「集落営農組織および認定農業者への経営力向上支援」、「土地基盤整備事業の促進」、「担い手に対する農地集積化の促進」、「農産物ブランド化の支援」、「6 次産業の推進」等の取り組みを他の分野の計画と連携し、本町の農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進を図る。

(観光)

福智山や上野焼、温泉など町の資源・環境を生かした観光メニューの充実を図るとともに、地域や観光関連事業者等と連携して積極的なタウンプロモーションによる「福智町」の認知を高め、観光客の流入を促進を図る。

(その他)

計画的な土地利用と公共施設の整備を図るため、地籍調査の成果を有効活用し計画的な土地利用が図られるようにする。また、廃校跡地や町の有給財産等の有効利用を図る。

町内全域をまわる予約型乗り合いバスサービス「ふく～るバス」の更なるサービス拡充をはかり、町民が安心して外出できる環境を創出する。

※農業振興地域の内訳

単位：ha

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R7)	910.5	34.2	3.2	0.1	678.0 (0)	25.5 (0.0)	445.0	16.7	60.6	2.3	565.7	21.2	2,663.0	100.0
目標	910.5	34.2	3.2	0.1	678.0 (0)	25.5 (0.0)	445.0	16.7	60.6	2.3	565.7	21.2	2,663.0	100.0
増減	0.0		0.0		0.0 (0)		0.0		0.0		0.0		0.0	

注：() 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本町の地勢や土地利用の現況、人口動態、各地域計画等の状況を踏まえ、本地域内の農用地のうち、次の a から c に該当する農用地について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着工した開墾建設工事を除く。）
- ・ 埋立又は干拓
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を

図るためのその土地の農業上の利用を確保しておくことが必要な土地

- ・ 地域特産物を生産している農地、肉用牛の生産のため必要となる採草放牧地等産地の形成上確保する必要がある土地
- ・ 高収益をあげている野菜等のハウス団地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 中山間地域等直接支払制度等を活用する農地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

設定しない。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積	農業用施設の種類
ミニトマトハウス	神崎（垣田地区）	0.24 ha	水耕栽培施設
ミニトマトハウス	神崎（南木七十石）	1.36 ha	水耕栽培施設
小松菜ハウス	市場	1.64 ha	栽培施設
計		3.2 ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

森林、原野等については、治山、治水上極めて重要な施設であるため、新たな農用地区域は設定しない方針である。

(2) 農業上の土地利用の方針

ア 農用地等利用の方針

農用地区域の面積861.2haの内訳は、田692.0ha、畑36.7ha、樹園地37.3ha、山林・原野92.0ha、農業用施設農地3.2haとなっている。

本町の現況農用地は、概ね市場・赤池地区、上野地区、金田地区、神崎地区、伊方地区、弁城地区の6地区で展開し、その殆どが鉱害復旧事業において、ほ場の整備が進んでいる。全体として、主に水稲、麦、大豆を中心とした土地利用型農業のほか園芸作物等に利用されている。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
市場・赤池地区	113.4 (113.4)	113.4 (113.4)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	0.0	115.0	115.0	0.0	92.0
上野地区	211.8 (211.8)	211.8 (211.8)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	211.8	211.8	0.0	
金田地区	37.9 (37.9)	37.9 (37.9)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.9	37.9	0.0	
神崎地区	59.4 (59.4)	59.4 (59.4)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.6	0.0	61.0	61.0	0.0	
伊方地区	177.6 (177.6)	177.6 (177.6)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	177.6	177.6	0.0	
弁城地区	165.9 (165.9)	165.9 (165.9)	0.0 (0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	165.9	165.9	0.0	
合計	766.0	766.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	3.2	0.0	769.2	769.2	0.0	92.0

注：（ ）内は、農用地区域の農地のうち、耕作及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

(ア) 市場・赤池地区

耕地面積は 113.4ha で、主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、福智町ブランドである赤池梨・イチジクなどの園芸作物等に利用されている。近年は、新規就農者による小松菜や夏秋ナスなどの高収益作物の栽培にも取り組んでいる。

今後の農用地利用の方針としては麦、大豆の推進や野菜・果物等の収益性の高い基幹作物の主産地形成を図るため、新規就農者の育成や支援をはじめ効率的な農用地の利用を進める。

(イ) 上野地区

耕地面積は、211.8ha で、認定農業者及び認定農業者（農業法人）1社を中心に、主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、園芸作物等に利用されている。

今後の農用地利用の方針としては麦、大豆の推進や野菜等の収益性の高い基幹作物の主産地形成を図るため、効率的な農用地の利用を進める。

(ウ) 金田地区

耕地面積は、37.9ha で、認定農業者及び認定農業者（農業法人）1社を中心に、主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、園芸作物等に利用されている。

今後の農用地利用の方針としては麦、大豆の推進や野菜等の収益性の高い基幹作物の主産地形成を図るため、効率的な農用地の利用を進める。

(エ) 神崎地区

耕地面積は、59.4ha で、認定農業者及び認定農業者（農業法人）1社を中心に、主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、福智町の特産品であるミニトマト栽培など施設園芸型の特徴ある園芸農業を形成している。

今後の農用地利用の方針としては麦、大豆の推進や野菜等の収益性の高い基幹作物の主産地形成を図るため、効率的な農用地の利用を進める。

(オ) 伊方地区

耕地面積は 177.6ha で、認定農業者及び認定農業者（農業法人）3社を中心に主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、イチゴなどの施設園芸や高収益野菜などの園芸作物等に利用されている。現在、伊方地区の中山間部では土地改良事業が進められ、生産性が高い農業経営を目指している。

今後の農用地利用の方針としては麦、大豆の推進や野菜等の収益性の高い基幹作物の主産地形成を図るため、効率的な農用地の利用を進める。

(カ) 弁城地区

耕地面積は 165.9ha で、認定農業者及び集落営農組織を中心に主に水稻・麦・大豆を主体とした土地利用型農業のほか、アスパラガスなどの施設園芸や高収益野菜などの園芸作物等に利用されている。

今後の農用地利用の方針としては、既には場整備が完了している平坦地の水田に続き、中山間地でも需要に応じ土地改良事業を推進するとともに、農地の持つ多面的機能の維持・保全を図るため優良農地の確保に努めていく。

- ウ 特別な用途区分の構想
該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

土地の基盤整備については、鉱害復旧事業や、土地改良基盤整備事業等で、ほぼ終わっており、施設園芸や畜産等を導入した複合経営の農家が年々増加してきているが、大規模農家の育成は困難にあり、また、農家の高齢化や後継者不足等の課題も多い。

そこで、集落営農の組織化を中心として、魅力・活力に満ちた農業経営を目指す。

今後は集落営農等の生産組織を中心に活動の強化及び利用集積等を通じ、農業生産体制を整備していくとともに、高収益型園芸作物の導入等、地域の特性を生かした農業振興を積極的に推進する。加えて、ロボット、A I（人工知能）、I o T（Internet of Things、物のインターネット）などを活用したスマート農業技術の導入による省力化や生産性向上の取組も推進していく。

また、山間地の水田については、地域の景観保全を考慮しながら簡易な基盤整備による観光型農園化（果樹・花き等）などについては、検討・協議を進める。

さらに、地域密着型農業の展開も推進するため、直売所等を利用し、高齢者の生きがい対策、女性の経営参加により、農業振興と農業の活性化を図りつつ、農業所得向上のため有機米・減農薬米等のブランド化を推進し、特別栽培米等の導入により消費者とのつながりなど、ふれあいの場を設ける。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	整地工 道路工 用水路工 排水路工 R C柵工 暗渠排水工	伊方地区	37.0ha	—	県区画整理事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ公益的機能を考え、地域森林計画対象森林での開発はできる限り行わないこととする。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町における農用地面積は、農業振興地域内においても小規模な転用が行われ、まとまりのある優良農地の確保が課題となっている。また、農業従事者の高齢化、担い手不足、鳥獣被害の影響から耕作放棄地が増加しており、農地の保全が困難となっている。

農業の生産性を高め、農業所得の向上を図るため、地域の担い手への農地の集積・集約化を進めていく必要がある、農業生産基盤の整備と併せて、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業等の実施による優良農地の保全、流動化のほか、荒廃農地の抑制・解消を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

特になし。

3 農用地等の保全のための活動

農業従事者の高齢化など、労働力不足による耕作放棄地の発生防止のためにも、認定農業者や集落営農法人等担い手への利用集積を推進する。また、耕作放棄地解消に向けた農地パトロールや営農相談、啓発活動に取り組み、状況に応じて所有者不明農地や共有者不明農地制度なども積極的に利用していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の

効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう概ね5年ごとにその後10年間における農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり370万円程度）年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間150日以上かつ1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得※（上記に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得260万円程度）を目標とする。また、家族経営も同様とする。

	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
家族 経営	水稲+麦類+大豆	<経営規模> 水田 10ha	<資本装備> トラクター 田植機	・大豆専用コンバインは3農 家で共用	<労働力> 家族 1.5人
	主たる従事者 1人	<作付面積> 水稲 元気つくし 5ha 麦類 チクゴイズミ 10ha 大豆 ちくし B5号 5ha	自脱型コンバイン 大豆専用コンバイン 乗用管理機 施肥播種機 麦踏機 ブームスプレーヤ <土地> ・ほ場整備済みの水田を借地 <技術水準> ・防除、除草剤散布はブーム スプレーヤを使用。 ・中間管理は乗用管理機 ・乾燥調製は共乾施設利用 ・大豆は部分浅耕一工程は種	・土地利用率 200% ・パソコンで簿記記帳による 経営分析を行う。	

家族 経営	水稻＋ミニトマト 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 380a <作付面積> 水稻 ヒノヒカリ 200a モチ米 100a ミニトマト（施設）40a	<資本装備> 自脱型コンバイン 乗用田植機 トラクター 鉄骨ガラス温室 <技術水準> ミニトマトの病気予防・品質管理対策として、水質検査を月 1 回行って栽培管理を行う	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施により経営と家族の分離を図る	<労働力> 家族 2 人
家族 経営	水稻＋麦類＋コマツナ 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 500a <作付面積> 水稻 ヒノヒカリ 250a 夢つくし 150a 麦 チクゴイズミ 460a コマツナ（施設）20a	<資本装備> パイプハウス 自脱型コンバイン 乗用田植機 トラクター 管理機 は種機 <その他> 水稻・麦類の品種組合わせでコマツナとの労働力の分散を図る	・青色申告の実施 ・複式簿記記帳の実施により経営と家族の分離を図る	<労働力> 家族 2 人
家族 経営	コマツナ周年 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 40a <作付面積> コマツナ（施設）40a	<資本装備> パイプハウス 灌水施設 予冷庫 トラクター 土壌消毒器 動力噴霧器 <土地> ・保水、排水が良く、耕土が深い水田 <技術水準> ・周年出荷体制を確立し、1 棟年間 7 回の栽培	・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。 ・計画的な作付を実施し、周年出荷体制を確立する。 ・全量農協出荷	<労働力> 家族 2.5 人 収穫、調整作業等に臨時雇用
家族 経営	イチゴ＋露地ケイトウ 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 35a <作付面積>	<資本装備> パイプハウス 棚式育苗施設 暖房機	・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。	<労働力> 家族 2 人

		イチゴ（施設） 25a 早期 15a 普通 10a ケイトウ 5a	灌水施設 電照施設 予冷库 トラクター 動力噴霧器 <土地> ・保水、排水が良く耕土が深い水田 <技術水準> ・イチゴは低温暗黒処理作型と普通促成作型を組合せる	・イチゴ及びケイトウは個別選果し、JA 部会で共販を行う。	収穫、調整作業等に臨時雇用
家族経営	アスバラガス周年 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 40a <作付面積> アスバラガス（施設）40a	<資本装備> パイプハウス 灌水施設 予冷库 トラクター 自動防除機 <土地> ・保水、排水が良く、耕土が深い水田 <技術水準> ・同一株から 10 年以上収穫 ・低温期には二重被覆する	・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。 ・農協で一元集荷、共同選別販売を行う。	<労働力> 家族 2 人 収穫、調整作業等に臨時雇用
家族経営	ナシ+ブドウ 主たる従事者 1 人	<経営規模> 樹園地 60a <作付面積> ナシ 35a ブドウ 25a	<資本装備> 果樹棚 トンネル施設 黄色蛍光灯 スピードスプレーヤ 草刈機 運搬機 <技術水準> ・ブドウはトンネル栽培 ・複数品種を組み合わせて栽培	・パソコンを活用した顧客、経営管理を行う。 ・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。 ・多品種のナシとブドウを組み合わせて、労働力分散と長期販売を実施。	<労働力> 家族 2 人 農繁期に臨時雇用
家族経営	キク周年 主たる従事者 1 人	<経営規模> 水田 40a	<資本装備> 鉄骨補強型ハウス 電照施設	・施設の高度化、機械の導入による省力化	<労働力> 家族 2 人

		<作付面積> キク 30a 親株用ハウス（施設） 10a	灌水施設 親株用ハウス 暖房機 トラクター 自動選花結束機 冷蔵庫 自動防除機 <土地> ・保水、排水が良く、耕土が深い水田 <技術水準> ・電照、シェードによる周年生産 ・土壌消毒と排水対策を徹底 ・自動選花結束機を導入し省力化を図る	・個別選花により出荷 ・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。	収穫、調整、適蓄作業等に臨時雇用
組織 経営	水稲＋麦類＋大豆 主たる従事者 2 人	<経営規模> 水田 25ha <作付面積> 水稲 元気つくし 5ha 夢つくし 10ha 麦類 チクゴイズミ 15ha 大豆 ちくし B5 号 10ha	<資本装備> 自脱型コンバイン 大豆コンバイン 乗用管理機 ブームスプレーヤ トラクター 田植機 施肥播種機 麦踏機 <土地> ・ほ場整備済みの水田を借地 <技術水準> 基幹作業は法人所有機械による機械化一貫作業 ・乾燥調製は共乾施設利用 ・部分浅耕一工程播種を実施	・水稲は、品種を組合せて作付し、作業を分散 ・水稲、大豆、麦類の組み合わせで土地利用率を上げる ・パソコンで簿記記帳による経営分析を行う。 ・定期的に税理士等の指導を受ける	<労働力> 主要作業は構成員内の専任オペレーター（2 名）と補助作業員（4 名）で実施 水管理・畦畔管理等は地権者に再委託で実施

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

福智町農業委員会・田川農業協同組合・田川普及指導センターで構成する「福智町経営改善支援センター（認定審査会）」で認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所等を単位とした研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。また、稲作中心から脱却を図る上で、施設野菜を中心とした近代化施設の機械化に取組み、市場等関係者の参画を得つつ、マーケティング方面からの検討を行い、意欲ある農業者が他産業並みの所得、労働時間を達成できるよう指導推進に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の

効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

将来、本町の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当ってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 4 条第 3 項）その他の措置を総合的に実施する。

まず、福智町は、福智町農業委員会・田川農業協同組合・田川普及指導センター等が十分なる相互の連携の下で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いにより農用地の利用集積を進めるに当たっては法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、集落営農の組織化を推進し、田川農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に努め、併せて集約的な経営展開を助長するため、田川普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、集落営農等の生産組織は、効率的な生産単位を経営する上で重要な位置づけを占めるものであり、組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持った組織であるため、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいくくりとして農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」及び「実質化された人・農地プラン」と整合が取れるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体の協力のもとに本町が主体となって、制度の積極的な活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした諸事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設整備については、水稻・麦・大豆、野菜、花き、果樹等の地域特産物を中心に、生産設備及び高性能機械の導入、共同利用設備を中心に行ってきた。

今後は、共同利用施設の再編整備やロボット、A I（人工知能）、I o T（Internet of Things、物のインターネット）などを活用したスマート農業技術の導入による省力化や生産性向上の取組も推進していく。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを推進する。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

- ① 農業経営の法人化を支援し、経営管理の合理化を図る。
- ② 農地集積・集約化による効率化および土地基盤を整備する。
- ③ 新規就農者や若手営農者など、多様な対象者への支援等による農業後継者対策や営農継承の円滑化、人材育成を推進する。
- ④ 米、麦、大豆をはじめ、イチゴ、梨、イチジク等、ブランド果実および園芸作物の生産強化を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町においては、人口減少とともに農業従事者の高齢化が顕著であり、人・農地プランの実質化に向けたアンケート結果においても、経営の中心となる農業従事者の約8割が高齢者となっている。また、農家の約5割に後継者が定まっていない。認定農業者を中心とした受け手となる担い手への農地の利用集積は進んできてはいるが、担い手ごとの経営面積は比較的に分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

農業の衰退は本町にとっても大きな損失であるため、耕作放棄地の解消を進め、新規就農希望者への支援や農業法人の誘致など効率的・効果的に実施し、農業衰退を防ぐよう努める。また、ふるさと納税などを活用した地域ブランドのマーケティング戦略と農業の回復と活性化を目指すことにより、農業における就業の場の創出を図っていく。

区分				
I 形態	II 産業・業種	町内	町外	合計
恒常的勤務	-	61	80	141
自営兼業	-	20	3	23
日雇い・臨時雇	-	11	8	19
その他	-	3	1	4
総計		95	92	187

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業を核とした魅力づくりと地域活性化

- ① 補助金を活用した新規就農者への支援
- ② 農業設備投資および農業機械導入による経営支援
- ③ 集落営農組織の法人化支援
- ④ 補助事業を活用した農業用施設の整備

(2) 農地の荒廃対策の推進

- ① 担い手に対する農地集積・集約の推進
- ② 農地の荒廃対策および農地維持保全活動への支援
- ③ 鳥獣被害対策の推進

(3) 農産物のブランド化と需要の拡大

- ① 園芸農家担い手の育成
- ② 補助事業等を活用した施設園芸の支援
- ③ 農産物ブランド化の支援
- ④ 6次産業化の推進

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

福智町森林計画等との整合性を図りながら、水源涵養、森林機能の保全とのバランスに配慮し、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

近年、異常気象や災害が頻発しているだけでなく、振り込め詐欺や不審者情報などが多発しており、これらの対策は喫緊の課題となっている。災害時に備えた基盤づくりを進め、地域ぐるみで未然防止を図る体制作りを推進してだけでなく、日ごろから一人ひとりの防災・防犯に対する意識づけが重要となることから、今後も防災・防犯に活動を呼びかけ安全・安心な暮らしの確保を目指すとともに、防災と防犯意識の向上に取り組む。

交通安全対策においては、飲酒運転をはじめ危険な運転がいまだに後を絶たず、安全・安心な暮らしは脅かされ続けている。高齢者の免許返納の推進やこどもの自転車マナーの教育等、更なる交通安全活動を充実させ交通安全意識やモラルの向上に取り組む。

インターネットの普及により消費者ニーズが多様化し、インターネットを悪用した犯罪などによる消費者被害が増えていることを踏まえ、誰もが安全で安心な消費生活を送ることができるように、引き続き相談窓口や相談員の配置および資質向上に努める。

(2) 保健性

ごみ処理やし尿処理については、それぞれ広域化を推進し、効率化を目指し田川地区広域環境衛生施設組合にて運営していくことが決定した。

水道事業においては、安全で安心な水の安定供給のため田川地域1市3町村(田川市、川崎町、糸田町、福智町)と、田川地区水道企業団の用水供給事業の統合が行われ平成31年4月より「田川広域水道企業団」として水道事業が開始した。今後は水道料金の統一化や施設設備の統廃合などを進め、完全な事業統合を進めていく。

医療においては地域医療を守っている町立診療所は、運営費が町財政を圧迫していた。コスモス診療所と方城診療所を統合し、方城診療所にて引き続き安定したサービスを提供できるようにしていく。

(3) 利便性

町内では、日常生活における町内移動手段の確保と、地域間交通ネットワークとの接続を図るため、平成筑豊鉄道、西鉄バス、町内巡回バス(無償)を運行していたが令和3年9月30日をもって西鉄バスの廃止となった。さらに、人口減少・少子高齢化が進展し、町内を取り巻く環境は悪化している。今後は地域の特性をふまえた持続可能な地域公共交通の確保が求められている。その中で、タクシーの便利さと路線バスの手軽さを併せ持つ新たな町内の公共交通サービス AI デマンドバス「ふく～るバス」が現在行っている実証実験をへて、令和5年10月より運行を開始する。

(4) 快適性

平成29年3月にオープンした福智町図書館・歴史資料館「ふくちのち」を活用した、読書活動と交流の場所づくりの推進、体験活動の実施や郷土に関する文化資料の公開展示などの取り組みを展開してきた。今後も多様な取り組みを継続するとともに、各世代を通じた交流や団体等が活動を披露する場所として「ふくちのち」の積極的な活用を推進していく。

生涯学習においては、生涯にわたって心豊かに過ごせるよう、自由に学び、学んだことを活かせる場が求められている。町では、「ふくちまち・いきいきサロン」をはじめとした各教室等の開催と内容改善の推進に取り組んできたが、今後も更なる内容の充実改善に努めていく。

次代を担う子供たちが心身ともに健やかにたくましく育つためには、地域社会全体で子どもたちを育てる環境づくりが必要となってくる。子育て支援をより充実させ、今後も安心して出産・子育てができる環境の充実を目指し、こども家庭センターの設置に向けた体制を整備していく。

(5) 文化性

生涯スポーツの支援にあつては、グランドゴルフやカローリングなどのニュースポーツの普及や買う種事業の継続実施などへの取り組みに加え、新たにプロフットサルチーム「ボルクバレット北九州」とのフレンドリータウン協定や現在 Vリーグ (V3) に参入しているプロバレーボールチーム「カノアラウレアーズ福岡」とのホームタウン協定を締結してきた。これまで、選手たちが町内学校の体躯授業に参加するなどしてスポーツ振興に取り組んできたが、今後もプロスポーツチームによる一流の指導環境の整備を推進していく。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムなどに取り組み、「スポーツのち・ふくち」の実現を目指す。

国指定伝統的工芸品「上野焼」を国や県、上野協同組合等と連携し、支援を充実させ、魅力の発信や販路拡大、後継者の育成を図っていく。古窯跡を含めた上野焼の基礎調査研究を推進し、上野焼の歴史的価値の確立を目指すとともに、展示や陶芸体験などを通じて次世代に誇れるレガシーの創出に取り組む。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

別記 農用地利用計画